

住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳(住所、氏名、生年月日、性別)の閲覧は、公用・公益上必要と認められる場合に限り、閲覧状況を公表するように定められています。令和7年1月1日～3月31日までの閲覧状況は、次のとおりです。

閲覧日	閲覧者(受託者)	委託者	閲覧目的	対象者及び抽出人数	
令和7年1月8日	横町区		二十歳の御祝対象者の確認	横町区民	4人
令和7年1月16日	苅屋原区		区内の現在の居住関係の確認のため	苅屋原区民	2人
令和7年2月17日	月見区		月見区粋生クラブ(老人会)の該当者調査	月見区の75歳以上	6人

◎問い合わせ先 住民環境課住民係 Tel 8 2 - 3 1 1 1 (内線 1 2 2) 直通 7 5 - 6 2 0 4